様式第３号（第７条関係）

見附市野菜づくり等応援事業（耐雪型ハウス等導入事業）補助金交付申請書

年　　　月　　　日

（宛先）　見附市長

申請者　　住　所

（団体名）

氏　名

電　話

見附市野菜づくり等応援事業補助金交付要綱第７条の規定により、見附市野菜づくり等応援事業（耐雪型ハウス等導入事業）補助金の交付を申請します。

記

１．交付申請額　　　　　　　　　　　円

２．添付書類

（1）事業計画書（様式第３－１号）

（2）構成員名簿（農業者等が組織する団体のみ）（様式第７号）

（3）耐雪型ハウス等導入場所の位置図（住宅地図等）

（4）導入施設・設備の見積書（３社から徴取）

（5）導入施設・設備の形状、規格等が確認できるカタログ、仕様書等

(6) 農家基本台帳（農業委員会で交付）

(7) 農作業委託契約書の写し（申請者が経営主でない場合のみ）

(8) その他市長が必要と認めるもの

（裏面）

　　　　見附市野菜づくり等応援事業（耐雪型ハウス等導入事業）補助金の

審査に係る個人情報等に関する同意書

　　　　年　　　月　　　日

（宛先）　見附市長

　見附市野菜づくり等応援事業（耐雪型ハウス等導入事業）補助金の審査のため、申請者の住民基本台帳の記録の状況、市税の納付状況を閲覧することに同意します。

記

申請者：住　所

　氏　名

様式第３－１号

見附市野菜づくり等応援事業（耐雪型ハウス等導入事業）事業計画書

１．栽培計画

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 作物名 | 作付面積（㎡） | 作付時期 |
|  |  | 年　　月 |
|  |  | 年　　月 |
|  |  | 年　　月 |

２．出荷計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 作物名 | 出荷量（㎏） | 出荷期間 | 出荷先 |
|  |  | 年　　月から  　　年　　月まで |  |
|  |  | 年　　月から  　　年　　月まで |  |
|  |  | 年　　月から  　　年　　月まで |  |

３．事業の内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 導入施設・設備の種目 | 事業量 | 事業費 | 備　考 |
|  |  | 円 |  |

４．収支予算　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 収入の部 | | 支出の部 | |
| 区　分 | 予算額 | 区　分 | 予算額 |
| 市補助金 |  |  |  |
| 自己資金 |  |  |  |
| その他 |  |  |  |
| 合　計 |  | 合　計 |  |

５．事業実施期間

|  |  |
| --- | --- |
| 着手予定年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 完了予定年月日 | 年　　　月　　　日 |

様式第７号（第７条関係）

構　成　員　名　簿

団体名

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 氏　名 | 住　所 | 役職等 |
| １ |  |  |  |
| ２ |  |  |  |
| ３ |  |  |  |
| ４ |  |  |  |
| ５ |  |  |  |
| ６ |  |  |  |
| ７ |  |  |  |
| ８ |  |  |  |
| ９ |  |  |  |
| １０ |  |  |  |
| １１ |  |  |  |
| １２ |  |  |  |
| １３ |  |  |  |
| １４ |  |  |  |
| １５ |  |  |  |

様式第９号（第９条関係）

見附市野菜づくり等応援事業補助金交付決定前着手届

年　　　月　　　日

（宛先）　見附市長

申請者　　住　所

（団体名）

氏　名

電　話

見附市野菜づくり等応援事業（　　　　　　　　　　事業）について、見附市野菜づくり等応援事業補助金交付要綱第９条第１項の規定により、別記条件を了承のうえ、事前着手しますので、届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業実施年度 | 年度 |
| 着手予定年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 完了予定年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 交付決定前着手を  必要とする理由 |  |
| 別記条件 | （1）本件について交付決定がなされなかった場合又は交付決定を受けた交付金額が交付申請額に達しない場合においても異議はありません。  （2）交付決定を受けるまでの期間に、天災地変の事由等によって、実施した事業に損失を生じた場合においても、これらの損失は交付申請者が負担します。  （3）事業の着手から交付決定を受けるまでの期間は、事業計画の変更は行いません。 |